

## 家族法制部会第26回会議・議事速報

2023年5月16日、法制審議会・家族法制部会の第26回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回に引き続き、離婚及びこれに関連する制度に関する各論点について、これまでの議論や、パブリック・コメントの手続において寄せられた意見及びヒアリングの結果も参考にしつつ、三巡目の調査審議が行われた。今回の会議では、次のような各論点についての議論がされた。

まず、部会資料26に基づき、父母双方が親権を有する場合における親権行使の在り方について、離婚の前後を問わず、①親権は、父母が共同して（共同の意思に基づいて）行うこと、②父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が親権を行うこと、③日常的な行為や緊急の行為については、父母がそれぞれ単独で親権を行うことができること、④父母が共同して親権を行うべき事項について、父母の意見が対立するときは家庭裁判所の手続により調整すること、⑤父母が共同して親権を行使すべき事項について、父母の一方が子を代理して行った法律行為の有効性に関する規律を設けることなどの考え方が議論され、多くの委員・幹事から、これらの考え方に賛同する意見が示された。その上で、①から⑤までの考え方をベースとして具体的な規律を検討するに当たっては、父母の婚姻中と離婚後とで規律の内容に差を設ける必要があるかどうかなどを含めて、更に検討する必要があるとの指摘があった。

続いて、同部会資料に基づき、監護者の定め可否及び監護者が指定されている場合の親権行使に関する規律等について、離婚後の父母双方を親権者と定めるに当たって、その一方を子の監護をすべき者と定めることの可否や、監護者の定めがされた場合の身上監護の在り方について、議論がされた。そして、一部の委員からは、父母の一方を監護者と定めることを必須とすべきであるとの意見も示されたものの、他の委員・幹事からは、監護者の定めを例外なく一律に要求することについては合理的根拠を欠くのではないかと指摘もされた。その上で、この論点については、監護者と定められた親権者の権利義務の内容と監護者ではない親権者の権利義務の内容をどのように整理するかを踏まえて更に議論する必要があることなどの指摘もされたが、時間的な制約により、次回会議でも引き続き議論されることとなった。

なお、同部会資料で提示された論点のうち、離婚後の親権者の定めの変更の仕組みに関する規律等については、時間的な制約により、今回の会議では議論がされなかった。

次回以降の会議では、引き続き、三巡目の調査審議を継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。